

総論

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

介護保険制度は、平成12年（2000年）に創設されてから24年が経過し、予防・介護・医療・住まい・生活支援を一体的に進める地域包括ケアシステムの構築を通して、高齢者の生活になくてはならないものとして定着してきました。

また、本計画期間中の令和7年（2025年）には団塊の世代が75歳以上となり、全国的にも高齢者人口のピークを迎える令和22年（2040年）には85歳以上の人口の割合が上昇するとともに、15歳から64歳までの生産年齢人口は急減することが見込まれており、介護サービス需要の更なる増加・多様化に対する対応が求められています。

そのため国は、「介護サービス基盤の計画的な整備」、「地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組」、「地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上」を第9期計画の基本指針のポイントとして、計画への記載の充実を求めています。

また、その達成の評価とマネジメント責任として保険者機能強化推進交付金制度に基づき、市町村に自己評価を求めるなど、保険者としての地域マネジメントのための具体的なツールを導入しています。

本市では、これまで地域共生社会や介護離職ゼロの実現に向けた高齢者福祉サービスの整備を検討し、すべての高齢者が健康で、仕事や地域活動の中で役割を担いながら活躍できる取り組みの充実を図っていくことを目指して、様々な取り組みを進めてきました。

今後も、高齢者の抱える多様な課題やニーズを踏まえて、地域の実情に合ったサービス基盤・人的基盤を整備するために、地域全体で支え合う「自助・互助・共助・公助」の広がり意識した仕組みづくりとして、地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが重要です。

『第9期合志市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画』では、「すべての高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまち」の基本理念のもと、合志市地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて「高齢者の健康寿命が延伸する」「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる」の2つの目指す姿を設定し、各施策を推進していきます。

生きがい・就労の促進や健康づくりを通じて元気な高齢者を増やし、幅広い世代が地域の支え手として活躍できるように、多様な通いの場を拠点にした顔の見える地域の支え合いを推進していきます。

第2節 介護保険制度の経過

計画期間
介護保険料基準月額

〈介護保険制度の経過〉

第1期 制度開始

平成12年度～平成14年度
全国平均 2,911円

- サービスを原則1割の負担をしながら利用する制度の開始
- ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ（在宅3本柱）の利用が増加

第2期 制度定着

平成15年度～平成17年度
全国平均 3,293円

- 施設入所の適正化と介護支援専門員等の資質向上、サービスの質の向上、在宅強化
- 要支援、要介護1の軽度認定者の掘り起こしが進む

第3期 制度改正

平成18年度～平成20年度
全国平均 4,090円 合志市 4,200円

- 「量」から「質」、「施設」から「在宅」、そして地域ケアの視点を重視
- 地域包括支援センターの設置と地域密着型サービスの提供開始

第4期 予防の強化と地域福祉との連携

平成21年度～平成23年度
全国平均 4,160円 合志市 4,700円

- 特定高齢者対策や介護予防、健康づくりの推進
- 介護給付の適正化と事業所に対する制度内容の周知、助言及び指導、監督の適切な実施

第5期 地域包括ケアシステムの構築

平成24年度～平成26年度
全国平均 4,972円 合志市 5,200円

- 地域包括ケアシステムの構築に向けた、医療、介護、予防、生活支援、住まいの連携強化
- 施設・居住系サービスの適正な整備に関する参酌標準（37%枠）の撤廃

第6期 在宅医療・介護の連携と包括的支援

平成27年度～平成29年度
全国平均 5,514円 合志市 5,400円

- 2025年までのサービス・保険料水準など中長期的な視野に立った施策の展開
- 市町村の独自事業に位置付けられた介護予防・日常生活支援総合事業の導入

第7期 介護予防・総合事業の開始と権限強化

平成30年度～令和2年度
全国平均 5,869円 合志市 6,200円

- 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の本格開始
- 在宅医療・介護連携の強化や認知症施策の推進と地域ケア推進会議の設置
- 保険者機能強化推進（インセンティブ）交付金の創設による評価の仕組みと責任の明確化

第8期 人材確保と業務効率化、感染症対策

令和3年度～令和5年度
全国平均 6,014円 合志市 6,200円

- 地域共生社会の実現
- 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- 災害や感染症対策に係る体制整備

〈保険者に求められる機能の変化〉

第1～2期 介護保険制度の適切な運用

- 多くの保険者が法令に則った適切な運用を行うための体制づくりに注力
- 普遍性の高い制度の基本設計もあり、比較的、標準化された地域の仕組みが構築された

地域包括支援センターの創設
地域密着型サービスの導入

第3期以降 地域マネジメントに向けた体制・制度整備 (保険者の裁量の拡大)

- 地域密着型サービスの導入により、サービス基盤整備における市町村裁量が拡大され、地域マネジメントのツールを獲得
- 地域包括支援センターの設立によって、それぞれの地域独自のマネジメント体制が構築された

地域ケア会議・協議体の導入
見える化システムの本格稼働
保険者機能強化推進交付金及び保険者努力支援交付金の導入

第7期以降 地域マネジメントのための具体的なツールの導入 (評価の仕組みとマネジメント責任の明確化)

- 各地域におけるアウトカムの「見える化」が進む中で、各保険者の成果や結果に対するマネジメント責任が重視される流れになる
- 地域ケア会議や協議体、見える化システム等、より地域全体で地域マネジメントを進める体制の構築が進む
- 各保険者の成果や結果に対するマネジメント責任が、保険者機能強化推進（インセンティブ）交付金に反映される

第3節 国の基本指針を踏まえた計画策定

第9期計画策定に向けた基本指針

国は、第9期介護保険事業計画の基本指針の基本的な考え方を以下のとおり示しています。

本計画では、国の基本指針を踏まえつつ、本市の実情に応じた施策を展開します。

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
- 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の在り方を議論することが重要

② 在宅サービスの充実

- 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- 居宅要介護者の様々なニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

- 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援を担うことも期待
- 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

③ 保険者機能の強化

- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、現場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進
- 介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

第4節 計画の概要

1 計画の法的根拠と位置づけ

(1) 計画の法的根拠

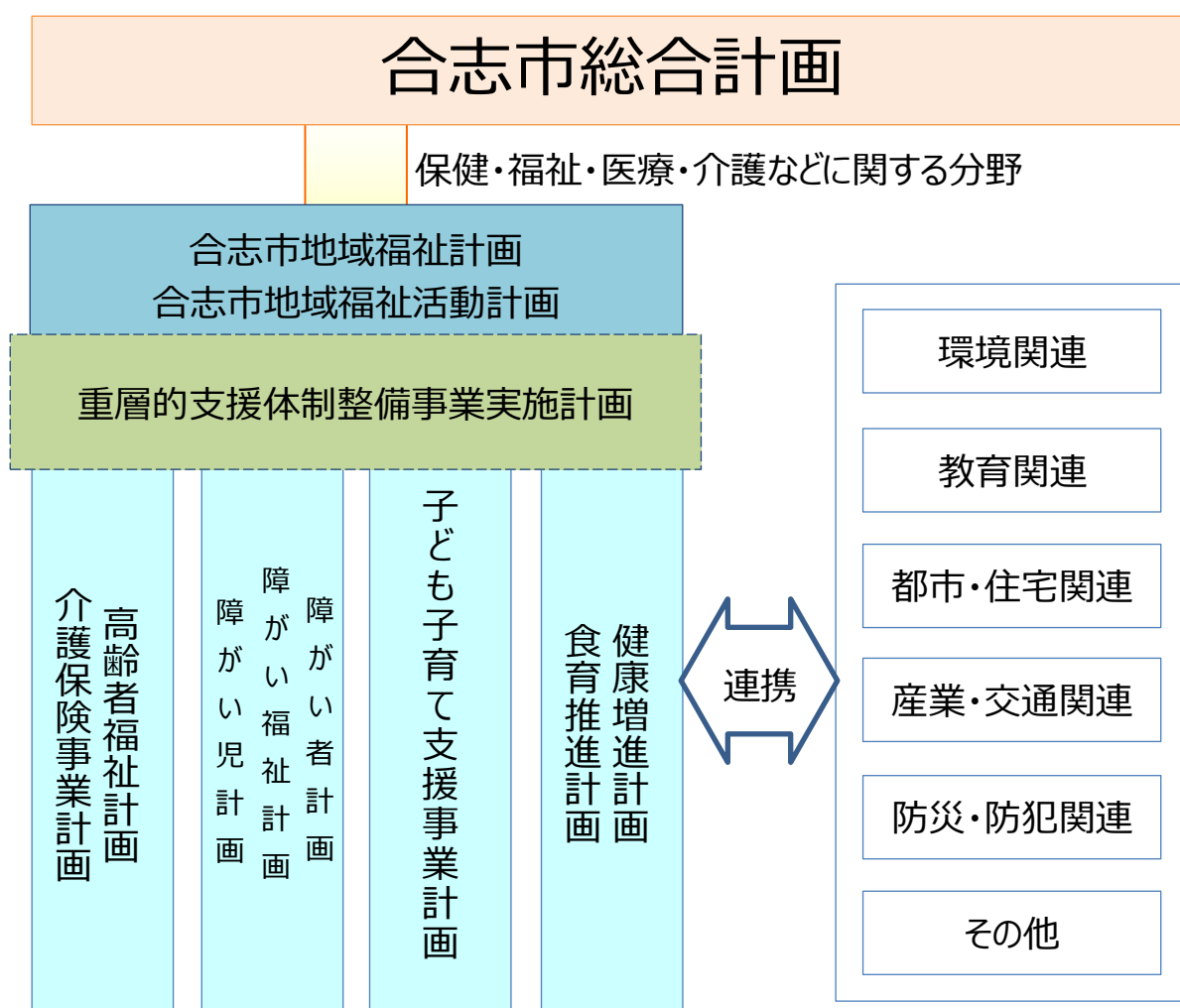
本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に定める市町村老人福祉計画及び介護保険法第117条第1項に定める市町村介護保険事業計画として、令和2年（2020年）3月に策定した第8期合志市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の見直しを行ったものとなります。

(2) 計画の位置づけ

総合計画とは、合志市のまちづくりの行政運営指針の最上位計画で、まちの将来像や達成する目標などをとりまとめたものです。

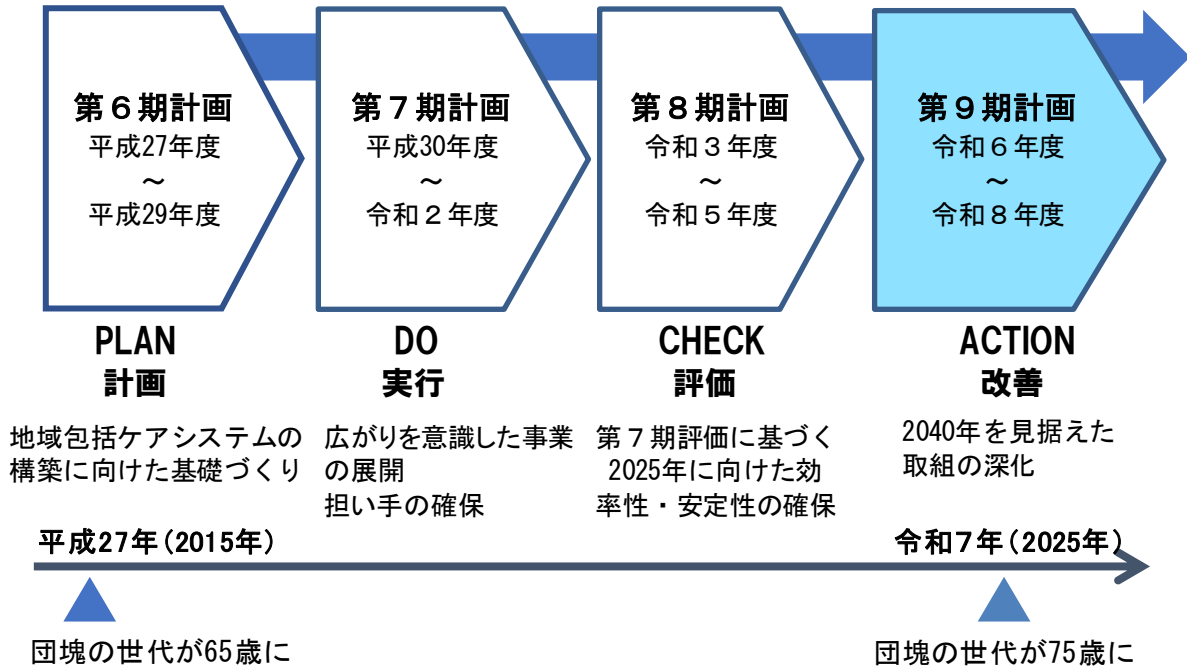
地域福祉計画は、総合計画の部門計画として、各個別計画の基本目標の実現に向けたものです。

本計画は、地域福祉計画の実施計画として、主に高齢者に関する施策の方針を掲げ、推進しています。



2 計画の期間

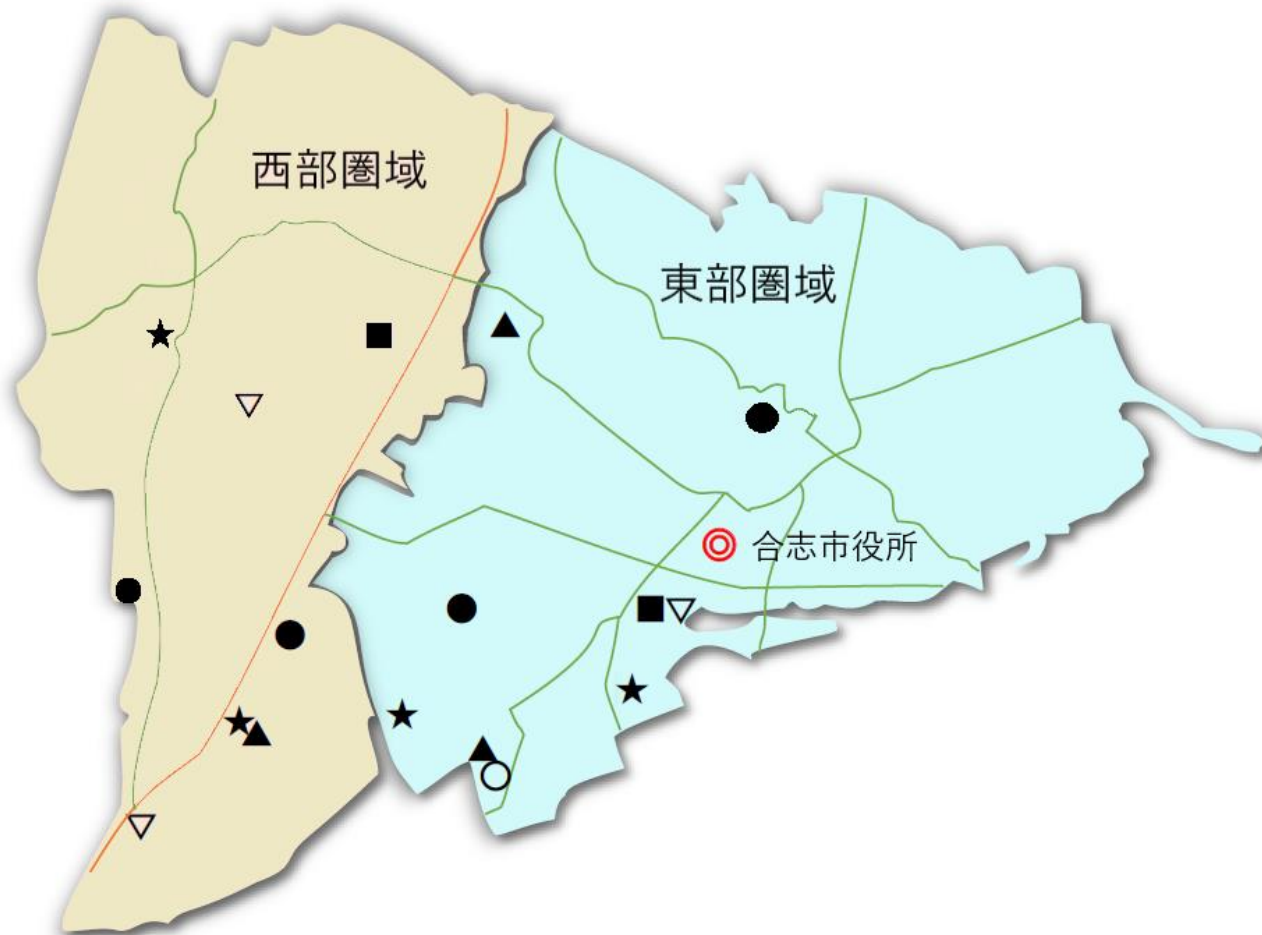
本計画は、団塊の世代が75歳に到達する令和7年（2025年）を見据え、地域包括ケアシステムを構築していくための10年間の計画という位置づけを持つ第4期目の計画となり、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間の計画期間とします。



3 日常生活圏域の設定

「地域包括ケアシステム」の実現のため、必要なサービスを身近な地域で受けられるよう体制整備を進める単位を「日常生活圏域」といい、国においては、おおむね30分以内で活動できる範囲としています。

本市では、2つの「日常生活圏域」を設定しており、本計画の計画期間（令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度））においても、旧町域である「東部圏域」と「西部圏域」の2圏域と設定しますが、生活支援サービスなど一部のサービスでは、小学校区を基本とした施策の推進にあたります。



施設・居住系サービス事業所		東部圏域 (定員等)	西部圏域 (定員等)	合計 (定員等)
■	介護老人福祉施設（広域型）	1（50人）	1（120人）	2（170人）
▽	介護老人保健施設	1（80人）	2（145人）	3（225人）
○	介護療養型医療施設（令和6年4月より 介護医療院に転換予定）	1（11床）	0（0床）	1（11床）
●	介護老人福祉施設（地域密着型）	2（58人）	2（58人）	4（116人）
▲	認知症対応型共同生活介護（GH）	2（36人）	1（18人）	3（54人）
★	（看護）小規模多機能型居宅介護	2（56人）	2（54人）	4（110人）
—	特定施設入居者生活介護（地域密着型）	0（0人）	0（0人）	0（0人）

4 計画策定に向けた主な取り組み

(1) 合志市介護保険事業計画等策定委員会

本計画を検討するため、公募委員や学識経験者、医療・福祉関係者、地域団体関係者などで構成する合志市介護保険事業計画等策定委員会を設置し、会議を実施することで幅広い関係者の意見を反映しました。

(2) 庁内関係部署へのヒアリング

計画の策定にあたり、高齢者に関連のある部署に事業ヒアリング等を実施し、本市の現状・課題や今後の方向性など把握・共有しました。

(3) 住民向けアンケート調査

要介護認定を受けていない高齢者と要支援1・2までの認定者の生活実態や意向などを踏まえた計画としていくために、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施しました。

また、在宅で介護を受けている人を対象として、本人の生活実態や家族の介護離職の状況、さらには施設入所の意向などを調査分析するため、在宅介護実態調査を実施しました。

(4) 介護事業所向けアンケート調査

介護人材確保対策の基礎資料とするため、市内介護サービス事業所の介護人材の実態の把握を目的として介護人材実態調査を実施しました。

また、施設・居住系サービスから居所を変更した人の人数や行先、その理由などを把握し、施設・居住系サービスでの生活の継続性を高めるために必要な機能や、他のサービス資源との連携等の必要性を検討するために、居所変更実態調査を実施しました。

(5) パブリックコメント

本計画を策定するにあたって、令和5年12月22日から令和6年1月14日までの期間、パブリックコメント（意見募集）を実施しました。期間中に寄せられた意見はありませんでした。

(6) 県の計画との整合

県が実施する会議に出席し、本計画の上位計画となる県の介護保険事業支援計画の方向性との整合を図り、国の基本指針を踏まえた計画策定を行いました。